

(仮称) 今金せたな風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 12 月

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年9月9日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和7年9月9日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1]

- ・北海道新聞 函館版（朝刊）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(1)～(3)]

- ・広報いまかね 9月号（No.800）P4
- ・広報せたな 9月号（No.241）P10
- ・広報やくも 9月号（No.240）P18

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(4)～(5)]

- ・北海道ホームページ
- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎7か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
（北海道檜山郡江差町字陣屋町 336-3）
- ・北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
（北海道函館市美原 4丁目 6-16）
- ・今金町役場
（北海道瀬棚郡今金町字今金 48-1）
- ・せたな町役場本庁

(北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63-1)

- ・せたな町役場瀬棚支所

(北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町 719)

- ・せたな町役場大成支所

(北海道久遠郡せたな町大成区都 427)

- ・八雲町役場

(北海道二海郡八雲町住初町 138)

② インターネットの利用

[別紙 2(5)]

当社ホームページに準備書の内容を掲載した。

https://www.eneos-re.com/news/2025imakane-setana_junbisho.php

(4) 縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日 (火) から令和 7 年 10 月 9 日 (木) までとした。

縦覧時間は土日祝日を除く開庁時、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。なお、インターネットによる縦覧は、縦覧期間に加え、縦覧期間終了後から 1 年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで閲覧することができることとした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 2 名であった。

(参考) 縦覧及び意見募集期間中のインターネットによる閲覧 1,142 件

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和7年9月26日（金）18時30分から20時00分まで
- ・ 開催場所：せたな町 若松基幹集落センター
（北海道久遠郡せたな町北檜山区若松 513-1）
- ・ 来場者数：11名

- ・ 開催日時：令和7年9月27日（土）14時00分から15時30分まで
- ・ 開催場所：八雲町 ペコレラ学舎
（北海道二海郡八雲町上八雲 296-1）
- ・ 来場者数：6名

- ・ 開催日時：令和7年9月27日（土）18時30分から20時00分まで
- ・ 開催場所：今金町 金原基幹集落センター
（北海道せたな郡今金町鈴金 197-7）
- ・ 来場者数：3名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3~4]

(1) 意見書の提出期間

令和7年9月9日（火）から令和7年10月23日（木）までの間
（郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見の提出は郵送が4件、意見箱への投函が2件の合計6件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は6件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	①要約書頁32pageに改変した面積の半分を緑化するとあるが将来の現況復帰時に伐採量の木々をいきなり復元出来ませんので、20年後に伐採量と同量の木々が(15t)在るように森を計画し植林してください。現況復帰が20+30年後では自然保護になりません。	本事業に伴う影響については、現地調査や環境影響評価、各種許認可手続きを通じて慎重に検討を行います。本検討に基づき環境影響を回避・低減するための環境保全措置が必要と判断された場合には、環境影響評価の中で適切な施策を計画し、許認可に対応した保全計画を計画し、施工いたします。 具体的には、事業実施に伴う土地の改変区域(面積)を最小限としたうえで、風車設置範囲、メンテナンスのために使用する通路、濁水の流出を防止する沈砂池等の事業を安全に運転するために必要な範囲を除き、できるだけ植林するよう検討します。
2	②～48page 切土・盛り土が改変地の大部分になります。また、基礎部分は10mの掘削があり将来の基礎の撤去によりその場所が山崩れの起点になります。これを防ぐ対策と緑化を運転時に並行して行うよう計画してください。懸念は①と重複します。	本事業では、計画段階において地質調査を実施し、地山の安定性を考慮した設計を行います。また、許認可に対応した保全計画・施工を講じます。 具体的には、表層崩壊防止、表面浸食防止、景観保全のために改変区域は可能な限り緑化等を施します。事業期間中においても、風車設備のみならず、周辺付帯設備(道路、法面、排水路等)は定期的に点検・メンテナンスを行い設備の機能維持を図ります。 基礎を撤去した場合の地盤の安全性・安定性や環境影響を考慮し、原状復帰を原則としつつ、撤去範囲、撤去後の補強について地権者、関係先と協議して検討いたします。
3	③56page ローター直径は136mです。その回転数は毎分10回ですのでその先端部は時速約260kmになります。また、19基の風車のブレードの回転面積275,868m ² を通過する鳥類がすべて死滅することになります。 多くの鳥類の渡りの経由地になっていますしセンサーなどで回転数を落とすか停止するなどの具体的な対策をしてください。	衝突リスク算出のモデルにもあるとおり、風力発電機への接近に関してはいずれの種も一定回避することが明らかとなっており、加えて、風力発電機の回転範囲に侵入した個体も(体長や飛行速度にも依存しますが)そのまま衝突しないケースも存在します。それゆえ、すべてが死滅する状況になることはないと考えます。一方で、ブレードの回転範囲内を鳥類が飛行した場合は、ブレードへの接触が発生する可能性は低いものの存在することから、稼働後において事後調査を実施し、衝突の実態を把握してまいります。事後調査の結果、万が一にも著しい数の衝突が確認された場合には、専門家等による助言を踏まえながら、その状況にあわせて効果的な対策を検討してまいります。 今後も専門家や関係機関と連携し、効果的な対策の実施と運用改善に努めてまいります。また、事業稼働後も事後調査によって鳥類の動向を監視し、必要な場合は追加調査や運用の見直しの検討を実施します。

		風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、ブレード等への目玉貼付け等を行うことにより、鳥類に対する風力発電機の視認性を高めることを検討しておりますが、最新事例を踏まえ、各種対策等も検討します。
4	④故障した場合、回転するブレードの破片は約 300m 飛散します。(高さ 240+163m で自然落下) 事故のないよう設計してください。	各種許認可に基づき適切に設計・施工するほか、完成後も法令に則り定期的にメンテナンスを実施することで、早期の異常検知及び予防保全に努めます。
5	⑤107page「影響を小さい」と判断するのは疑問です。客観的または相当の第三者が判断する仕組みが無く、「影響が小さい」「後で対応」という結果を準備書で出すのは間違っていると思います。環境保全のための調査になっていません。 →ウラへ	動物の調査は、内容を専門家等にもご確認いただいた上で実施しており、調査結果を踏まえた予測及び評価の内容は妥当なものであると考えております。また、準備書の内容につきましては、国や北海道によって審査されます。そこでの指摘を踏まえ、より環境に配慮した計画となるように努めてまいります。
6	⑥107～114page「また、ハチクマ及びオオタカに対しては、風力発電機から比較的近い距離に営巣地を確認したことから、生息状況を把握するための事後調査を実施することとした。なお、事後調査の結果により著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導及び助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。」とありますが、影響は必ずありますし、犠牲が出てからでは対応が遅く事後調査では復旧はできません。先に対応してください。 以上です	ハチクマ及びオオタカについては、現地調査において複数の営巣地が確認されておりますが、それぞれの種について影響低減の目安と考えられる、既往知見にある「繁殖期に妨害すべきでない範囲」や「営巣中心域」と重複しない風力発電機の配置を検討したことから、事前段階で影響低減の対応をおこなっております。ただし、生物への反応については一定の不確実性は伴うと考えられることから、工事中や稼働後の両種の状況を確認するため、生息状況の事後調査を実施することとしました。

(意見書 2)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
7	<p>日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、北海道今金町及びせたな町で計画されている(仮称)今金せたな風力発電事業 環境影響評価準備書(事業者:ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社、最大 79,800KW、基数:19 基)の環境影響評価準備書(作成委託事業者:一般財団法人日本気象協会、以下本アセス図書と言う)に関する意見を述べる。</p> <p>1. 建設予定 19 基のうち「若松トドマツ希少個体群保護林」に近接する「風力発電機 WT10」1 基の建設は行うべきではない</p> <p>本事業で建設予定の風力発電機 19 基のうち「風力発電機 WT10」(以下、当該発電機)は、林野庁北海道森林管理局が設置した「若松トドマツ希少個体群保護林」(以下、当該保護林)に近接しており、自然環境と生物多様性の保全の観点から懸念が大きいことから建設を見合わせるべきである。</p> <p>本事業は、当初、環境配慮書段階で林野庁北海道森林管理局が設置した当該保護林を事業実施想定区域に含めていたが、次の環境影響評価方法書段階では事業実施区域から除外して一定程度の環境配慮を行っている。そして、今回の本アセス図書では、当該保護林に関する事業者の見解として、「変更区域から保護林周辺を除外し、林縁から風力発電機までの離隔を確保しました。」と記載もされており、当初の計画を変更した事業者の姿勢は評価する。</p> <p>しかし、本アセス図書で示されている当該発電機</p>	<p>「若松トドマツ希少個体群保護林」についての配慮に関して、一定の評価をくださりありがとうございます。</p> <p>離隔距離に関して、当該保護林のごく近傍ですでに造成されている箇所(地形改変含む)や耕作地があり、それらの林縁をもとに林縁効果がどの程度の距離まで現状及んでいるか調査を実施しました(準備書資料 13 に記載)。その結果、林縁効果が及んでいる距離は 5～10m 程度であることを確認しました。</p> <p>実行可能な範囲で保護林と変更区域の離隔をとり、影響低減をはかった結果、本事業による変更区域と保護林の範囲までの距離は、最も短い場所でも 25m 程度となったことから、事業の実施に伴う保護林への影響は小さいものと考えております。</p> <p>WT10 沈砂池排水は常時水流から離隔が取れる方向に排水しています。水質において濁水到達距離を予測しており、WT10 沈砂池からの濁水は常時水流に到達しないという予測結果となりました。工実施の際は、必要に応じて土砂流出防止柵や沈砂池等を設置する等の環境保全措置を講じ、濁水の影響がないよう努めてまいります。</p> <p>草地性の種子の保護林内の流入に関して、上述のようにすでに周辺部には造成地等もあり、現状でも一定量は流入しているものと推察しますが、本事業においても保護林内への濁水流入等も含め最小化できるよう、工事の際にも適切に対応してまいります。</p> <p>若松トドマツ希少個体群保護林近くへの風車設置につきましては、今後より保護林から距離を離れた位</p>

の設置予定場所は、そのタワーの基部と当該保護林の林縁との距離が約80mしか離れておらず、ブレードの旋回範囲にいたっては約20mしか離れていない。この距離では「改変区域から保護林周辺を除外し、林縁から風力発電機までの離隔を確保しました。」とは言い難い。

また、当該発電機の建設時に発生する濁水を処理するために設置される沈砂池に関しては、その排水を当該保護林の中心部に位置する谷に流下させる設計になっている。当該保護林の尾根上に位置する当該発電機の建設にあたっては、相当量の切土や盛土が見込まれ、これまで流入していなかった範囲の降水も含めて、工事に伴う濁水と土砂の発生は避けられない。さらに、建設後は、当該発電機周辺がそれまでの林地から裸地または草地になることにより、濁水発生の恐れが高くなるだけでなく、再緑化に使用される植物の種子が保護林内に流入する恐れも高い。当然、再緑化にあたり、在来種の播種や遺伝的な配慮はなされると思われるが、当該保護林内に生息していない草地性の種子の保護林内への流入は大きな懸念である。

以上のように、当該発電機は、当該保護林の質に変化を及ぼす可能性が高く、自然環境や生物多様性への悪影響が引続き強く懸念される。

NACS-Jは、これまでも本事業に対して意見を述べてきており、他にも夜間の渡り鳥の調査を詳細に行うことなどを求めてきた。一部では改善が見られるものの、当該保護林への影響が避けられない当該発電機の建設は、自然環境や生物多様性の観点から絶対に行うべきではない。

ネイチャーポジティブの実現のためには、気候変動対策と生物多様性保全は車の両輪として実施されなければならない。気候変動対策によって、深刻な生物多様性の棄損があってはならない。生物多様性を棄損するような再生可能エネルギー施設の増加は、気候変動対策の推進にも悪影響があることは明白である。日本を代表する上場企業のグループ会社として、責任ある行動をとられることを強く望む。

以上

置への移動を含め、影響を低減できるよう検討してまいります。

造成部分の植生に関しましても在来種による植生など、環境に与える影響を最小限に抑えられるよう検討してまいります。

気候変動対策と生物多様性保全はともに持続可能な社会を実現するための不可欠な要素であり、いずれかを犠牲にすることなく、両立させることが事業者の責務と考えております。自然環境や生物多様性の保全に最大限配慮しながら事業を計画してまいります。

(意見書 3)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
8	<p>猛禽類の確認状況で、行動をしっかりと把握して記述しているものが少なすぎる。</p> <p>単なる移動飛翔とか、何々方向に移動とか・・・</p> <p>探餌や他個体に対する排除的な動きなのに、それに対するコメントが少なすぎる。</p> <p>調査員の技量なのか？</p> <p>近年、風発案件のアセスが多く、調査員の確保が難しく</p> <p>調査委経験の少ない調査員を人数合わせで、配置してる案件も多いと聞きます。</p> <p>報告書では、割愛している部分もあると思われるので、この報告書だけでは調査員の技量まで判断出来ませんが・・・</p> <p>少なくとも、まとめる側の人間が、猛禽類の行動を理解していない人が行ってる可能性が高く</p> <p>このような解析では、きちんとした影響評価が出来る内容では無い。</p> <p>形だけのアリバイ的解析しか出来て無い内容である。</p> <p>もう一度調査をやり直すべきである。</p>	<p>猛禽類調査において確認された飛翔軌跡のひとつひとつの行動や飛翔高度等について、準備書資料編の資料 5 にお示ししております。ご指摘にある探餌や他個体に対する排他的な行動といった指標行動に関しても、確認された場合には記録をとっております。ご存じのとおり、猛禽類の飛翔には移動飛翔も多く、すべての飛翔で指標行動がみられるわけではありません。実際に確認された内容を資料として整理し掲載しております。</p>
9	<p>有識者や、一般市民の適切な改善要望などに対して型どおりのコメントを記述しているだけで、具体的な対策は一切記述されていない。</p> <p>他のアセスの方法書や、準備書でも同様ですが、この様ないい加減なアセスを許す管理官庁の管理能力を疑います。</p> <p>最近、釧路の太陽光発電でも事前調査の不手際が報道されているので</p> <p>今一度、法律そのものから見直すべきである。</p>	<p>方法書時にいただいたご意見及び審査での指摘に対する事業者の見解及び準備書における変更点につきましては、準備書第 6 章及び第 8 章にて下線付きゴシック体太字にて記載しております。</p> <p>法律及び官公庁の体制に関するご意見につきましては、一事業者としての回答は控えさせていただきます。</p>
10	<p>他の風発案件でも、計画範囲の広さに対して調査員の人員が足りず</p> <p>きちんと調査されて無い事が調査員から漏れ聞こえています。</p> <p>有識者などへのヒアリングは、いい加減な報告書を見ての指摘しか出来ない。</p> <p>調査員の意見を常に聞き取り、場合によっては調査員の増員や調査日数の増量などで</p> <p>きちんとして調査を行うべきである。</p>	<p>現地調査の内容については、方法書において専門家等にご確認いただき、また、北海道や国等の審査を受けた上で、それらのご指摘も踏まえ実施いたしました。また、調査実施にあたっては、調査を担当する者の現地状況を踏まえた意見やこれまでの調査結果を汲み、適切に環境影響評価ができるデータを取得できるよう、努めました。</p>
11	<p>クマタカの行動では、何度か餌運搬後の同心円状の長時間巡回誇示と思われる行動も確認されているのに、その事に対して記述では触れていない。</p> <p>調査員の技量か？</p> <p>まとめる側の技量なのか？</p> <p>23 年にはクマタカ幼鳥が確認されているので、確認場所は不明であるが・・・</p> <p>確認 N06、8、10、11 などは、その可能性が高いと思われる。</p>	<p>クマタカについて、今回の調査では餌運搬後に同心円状に誇示飛翔している様子は確認されておられません。</p>
12	<p>確認 No63、成鳥、メスと記述してあるのに行動が記載されていない。</p> <p>識別した根拠は？</p> <p>写真があるなら、時間も記載出来る筈？</p>	<p>当該記録については、猛禽類調査時の確認ではなく、一般鳥類の任意観察調査実施時に補足的に確認された個体です(ご指摘の資料にも、調査項目に一般鳥類と記載しているとおりです)。行動については移動飛翔でしたので、その旨評価書において記載するよういたします。</p>
13	<p>図 1 で解る通り、風車予定範囲を定点から全て網羅出来て無いのは明らかであり</p>	<p>準備書資料編の資料 6 のとおり、一つの調査地点からは調査範囲全体を確認することはできませんが、</p>

	<p>調査そのものが無効である。 全ての地点を全調査時間で見れていない事も、無効の理由。 調査人員と日数が足りていない。 渡り鳥調査においては、その視野の不足が更に顕著に出ている。</p>	<p>複数の調査地点からの視野範囲を合わせることで網羅できております。 また、渡り鳥調査については、対象事業実施区域及びその周囲における移動経路を把握することを目的としております。そのため、準備書資料編の資料7に視野範囲を示しておりますとおり、対象事業実施区域をくまなく確認するのではなく、周囲を広く確認できる場所を地点として設定しており、準備書の調査結果に示すとおり、対象事業実施区域及びその周囲を渡り時の移動経路として利用している様子を把握できていると考えております。</p>
14	<p>レーダー調査においても、春期は3日間 秋季もたった5日間で しかも狭い範囲の調査しか行われておらず全くの調査不足である。 これでは、渡り鳥の風車への衝突の可能性を推測することすら不可能である。 資8に解析方法の解説が掲載されているが、どのサイズの鳥が判別出来るのか？ 資料、根拠が示されていない。 大型鳥類だけでなく小鳥も大量に渡る可能性が高いので、 この様な調査で、風車を建設しても影響が無いと判断することは不可能である。 やるなら、渡り調査以上の日数、時間をかけるべきである。</p>	<p>レーダー調査は、有効なデータを得るためには機材の設置地点について地形等の制約が多いこと、また、得られた画像から移動している点群を識別し、抽出している関係で、明確に種を特定することは困難です。これらも踏まえ、あくまで参考資料として、確認された飛翔結果を資料編に示しており、渡り鳥の影響予測には本結果は用いておりません。ただし、稼働後のバードストライク調査において、例えば夜間飛翔する小鳥等の顕著な衝突が確認された場合には対策等の検討を行うための基礎データとして本結果を用いていく予定です。</p>

(意見書 4)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
15	<p>土砂流出及び土砂災害の恐れ、風車後流による健康被害及び生態系攪乱の恐れがあることから本事業の撤回を求めます。</p> <p>■脆い地質 対象事業実施区域は砂岩・礫の未固結堆積物であり脆い地質です[図 3. 1-11]。ここの木々を伐採し土地を改変すれば、すぐにガリー侵食が進行し土砂流出を起こすと考えます。WP10 のヤードの近くに土地の改変によりガリー侵食が進んでいる例をたまたま見ることができます。衛星写真で確認してください 1)。いかに脆い地質であるかが分かります。せたな町と今金町の境のせたな町側は土砂流出保安林に指定されています[図 3. 2-21]。ここの木々を伐採したり、土地を改変したりしないでください。土砂災害の恐れがあります。WT04 と WT05 のヤード、それらのヤードを結ぶ若松林道、WT07 と WT10 のヤードは遷急線の近くにあり、特に危険であると考えます。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。WT04, WT05, WT07, WT10 はもっと谷から離して配置してください。若松林道の上記の箇所は谷側に拡幅しないでください。</p> <p>1) Google Map https://maps.app.goo.gl/dTX41fZ6Rolv9dfW9?g_st=ic 国土地理院 https://maps.gsi.go.jp/index_m.html#17/42.335965/139.964978/&base=ort&ls=ort&disp=1&vs=c1glj0h0k010u0t0z0r0s0m0f1</p>	<p>ご教示いただいた WT10 のヤード近くの改変箇所は、国土交通省の土取場となっております。</p> <p>風力発電機の配置検討に当たっては、各風力発電機設置場所にて地質調査を実施し、地質状況を把握の上、各種許認可手続きを通じて慎重に検討を行います。本検討に基づき環境影響を回避・低減するための環境保全措置が必要と判断された場合には、環境影響評価の中で適切な施策を計画し、許認可に対応した保全計画を計画し、施工いたします。</p> <p>ヤードの造成においては、現地の土質材料に応じて安定勾配を確保した工事計画を実施いたします。また、許認可手続きを通して技術要件・技術基準を満足する事業計画を検討し、関係機関との十分な協議を実施いたします。</p>
16	<p>■風車後流(wake) 風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています 2)。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。</p> <p>風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています(D:ローター直径[例えば 3])。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょう。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずで、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径</p>	<p>ご指摘の通り、一般的に風力発電機の後方にはブレードの回転に伴う風の乱れが生じますが、本事業において風力発電機は尾根上に設置されるため、尾根よりも低い谷や低地に位置する住宅への風の変化の影響は小さいものと考えております。また、人間への風車後流による影響に関する科学的に立証された知見や予測手法は確認できておらず、風力発電機が建てられたことによる風の変化が原因の問題の報告についても把握できていないため、風車から 2 km 圏内の住宅数の 100m ごとの記載は控えさせていただきますが、今後も最新の知見について情報収集に努めて参ります。</p> <p>また、同様に、動物相への風車後流による影響に関する科学的に立証された知見についても確認できておりませんが、コウモリ類についてはブレードが回転していることにより気圧が変化し肺が破裂する気圧性外傷(パロトラウマ)という事象が起きることが知られているため、事後調査を実施し、著しい影響がみられた場合には専門家への意見聴取を実施の上、効果的な環境保全措置を検討いたします。</p>

(D)は136mです[図 2. 2-11]。従って風車から2kmの範囲は風車後流の影響を受けると考えます。風車から最寄りの住宅等までの最短距離は1,000mとされています[図 3. 2-11(1)]。風車から2km以内には多くの住居が存在します。風車から2km以内の住居の戸数を100m毎に記載してください。

風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。対象事業実施区域とその周辺には保護林、保安林を中心とした重要な自然環境のまとまりの場が存在します[図 3. 1-30(1)]。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。

2) ” Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case” ,
Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Rêthoré,
https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case

3) 「港湾における風力発電について-港湾の管理運営との共生のためのマニュアル-ver. 1」平成24年6月
国土交通省港湾局 環境省地球環境局
<https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf>

以上

(意見書 5)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
17	<p>1. 「建設機械と風力発電機の稼働に伴う騒音(及び低周波や超低周波を含む各周波数について)の予測結果」について、対象が人間に限られており、騒音が野生動物の生息や繁殖にどのような影響を与えるのかについての調査・検証がされていない。騒音を忌み嫌い繁殖を放棄あるいは生息を放棄するかどうかについての調査・検証がされていないので、当該事業の調査としては不備がある。</p>	<p>風力発電機の建設や稼働に伴う騒音、低周波音の野生動物への影響に関する知見は十分でなく、調査・検証は困難ですが、低騒音型の建設機械を使用する等の環境保全措置により、動物への影響を可能な限り低減できるよう事業を計画しております。</p> <p>万一、風力発電機施設の稼働により発生する騒音・低周波音(超低周波音)による動物への影響による行動変容と考えられる事例が報告された場合は、事実確認を実施し、明らかに騒音・低周波音(超低周波音)が原因であると判明した場合は専門家との協議を実施の上、必要な環境保全措置を検討いたします。</p>
18	<p>2. 水環境の調査における水質調査は、水の濁りの視点、つまり、水質にのみ着目した調査しか行われておらず、濁り水がもたらす河川の河床や細流、及び湿地帯に沈澱堆積する砂・微細砂・シルト分の影響についての調査及び解析に欠けており、当該事業の調査としては不備がある。</p> <p>河川(河床を含む)及び細流や湿地帯における水循環の仕組みは多様な生物の生息や繁殖を支え、生物多様性保全の基礎となる重要な役割を担っていることから、この水循環という視点に欠けた当該事業の調査としては不備がある。</p>	<p>工事期間中に発生する濁水は沈砂池に集めて粒径の大きいものを沈降させ、上澄みを林地に浸透させる計画となっております。また、水質の予測においては、砂・シルト・微細砂も含んだ、水中に含まれる浮遊物質量を用いて濁水の到達距離を予測しております。予測の結果、沈砂池排水はほぼすべてが常時水流まで到達せず、また、常時水流まで到達する場合にも到達先の河川の濁りには影響がないようにする計画のため、河床に粒径が大きな物質がたまることは考えにくく、また、浮遊物質量の河川への影響につきましても極めて影響は小さいと予測されます。水生生物の生息地に関しては工事計画、排水計画において適切に対処することが重要になりますので、詳細な設計については工事関係者と協議の上、水環境に配慮した事業となるよう、適切に対応していきたいと考えております。</p>
19	<p>3. 動物調査や鳥類調査については、当該風力発電事業計画地域の国有林で森林施業(伐採)が行われており、平常とは異なる生態系の攪乱状況下であり、この状況下での動物調査及び鳥類調査は正確性を欠き、不適切な調査であると指摘する。かつ、調査地点で森林施業(伐採)が行われている背景を記さず、当該調査結果を縦覧させることは、縦覧者に誤った判断をさせることにもなり、不適切な縦覧方式と言わざるをえない。よって、不適切な調査に基づく縦覧は無効にすべきである。</p>	<p>国有林の施業は当該地域で行われておりますが、例えば渡島檜山森林計画区については令和12年までの施業計画が策定されており、施業は一時的なものではなく今後も継続して実施されるものと認識しております。そのため、国有林の施業は特異ではなく定常的な状況であると考えます。また、調査地点において、例えばトラップ調査等を実施している最中にその地点が伐採され環境が大きく変わったものはございません(そのような地点はご指摘にあるように伐採が行われた等の背景を明示する必要があると考えます)。従って、今回得られた調査結果についてもご指摘のような不適切な側面はないものと考えます。</p>
20	<p>4. 森林施業の攪乱状況下における調査結果には、遊楽部川から当該事業計画区域を通過して後志利別川及び太櫓川へと往来のあるオオワシやオジロワシが確認されていないことは疑問である。また、後志利別川河口では過去にタンチョウが確認されている場所で、タンチョウに適した環境があることから、本年(2025年)、八雲町において、タンチョウの飛来が確認されたことから、遊楽部川から当該風力発電事業計画区域を通過して、後志利別川河口、あるいは太櫓川河口への往来も考えられる。タンチョウは生息域が拡大傾向にあるのだから、タンチョウに対して影響も考える必要が生じる。貴社による環境影響調査では、タンチョウのデータを補足することはほぼ不可能であり、ここが貴社の調査の不備な点であり、このような不備なる調査によって事業の適否が判断されることは問題であり、適切な対策や保全策など</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲において、オオワシとオジロワシのどちらも確認されております。特にオジロワシについては、対象事業実施区域外の後志利別川や太櫓川、オチャラッベ川の流域で多く確認されており、風車設置予定位置を含む対象事業実施区域を通過する飛翔は限定されています。</p> <p>タンチョウについて、過去に確認されているとの情報をいただき、ありがとうございます。現地調査においては、本種は確認されませんでした。また、環境省の委託事業として北海道が実施しているタンチョウの越冬分布調査においても、渡島・檜山地方には調査地点が設定されておりません。これらも踏まえ、現状では対象事業実施区域及びその周囲におけるタンチョウの継続的な利用はないものと捉えておりますが、引き続き情報収集に努めてまいります。</p>

	<p>は、できるはずがない。タンチョウの飛来はこうした調査の不備を明らかにしてくれたようなものだ。また、オオワシ、オジロワシ、クマタカなどにおいてもデータが少なすぎ、調査の不備を露呈している。</p>	
21	<p>5. 当該風力発電事業計画区域はヒグマ生息地になっているので、当該風力発電事業によってヒグマを生息地から追い出すことになり、北海道が人里圏とヒグマ生息圏を棲み分けができるように「ゾーニング」化する方針とも真っ向から反し、かつ、生息地を追われたヒグマによって、周辺住民の安全、安心な暮らしが損なわれ、周辺住民をヒグマの危険に曝すことになるので、当該風力発電事業は危険極まりない事業と判断できる。</p> <p>地域貢献の錦の旗を掲げているのであれば、住民の安全、安心な生活の確保が優先されるべきなのに、周辺住民の安全、安心な暮らしが損なわれるような不適切な当該風力発電事業計画となっている。よって、当該風力発電事業計画は即刻に見直し、白紙撤回を求める。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、改変区域を可能な限り小さくすることにより、ヒグマの生息圏に対する影響を回避または極力低減いたしました。また、地域の生態系や住民生活に与える影響を最小限に抑えることを目的に、地元自治体や地域社会と連携してどのような対応方法があるか、他案件の事例等をふまえながら、今後の対応について検討いたします。</p>
22	<p>6. クマゲラ、クマタカ、オオタカ、ハイタカ、ミサゴ、ハヤブサなど貴重な野鳥たちは山林原野に生息して、繁殖しており、また、行動範囲も広いので、そんな場所に、貴社担当者が「バードストライクのリスクはある」と明言した、バードストライクを避けることができない当該風力発電事業計画は不適切なので、即時に見直し、白紙撤回すべきである。</p>	<p>事業実施に伴う工事や施設の稼働により、動物種に影響が生じる可能性が考えられますが、現地調査結果を踏まえ事業計画を検討し、また、環境保全措置を講ずることにより、影響の程度は低減できているものと予測しております。ただし、ブレード等への接触に係る予測には不確実性が伴っていることから、稼働後に事後調査としてバードストライク調査を実施し、その実態を把握する予定としております。</p>
23	<p>7. 一部定着して営巣しているオジロワシ、冬期に越冬飛来するオオワシ、オジロワシ、オオハクチョウなどは、遊楽部川で自然産卵するサケを求めて飛来している。現状では、サケの繁殖環境が劣化しており、サケの遡上数が減少しており、当然、越冬飛来する野鳥の数も減少している。しかし、現在、サケの自然産卵を蘇らせる取り組みを手がけていることから、今後、越冬飛来する野鳥の数が増加することが見込まれる。越冬飛来する野鳥が少ない現時点で調査したデータは、その後、越冬飛来する野鳥の数が増加した場合にはそのデータは不適切になる。</p> <p>こうした取り組みをしている地域での当該風力発電事業計画は住民の意思を踏みにじる不適切な計画である。かつ、町の鳥オオワシを損傷する不適切な当該風力発電事業計画を見直し、白紙撤回していただきたい。</p> <p>【参考資料】 遊楽部川河畔のワシのなる木</p>  <p>遊楽部川沿い立岩付近にて</p> <p>八雲町・春日神社裏手・遊楽部川河畔林（ドローン）</p> <p>越冬飛来数が 400 羽前後の時代の写真である。サケが復活すればこのような数になるのだから、バードストライクにより八雲町民の鳥が殺されることは、容認できない。</p>	<p>遊楽部川河畔の写真を共有いただきありがとうございます。写真の撮影場所である春日神社及び遊楽部川は対象事業実施区域から離れておりますが、参考とさせていただきます。</p> <p>現地調査において、オジロワシについては対象事業実施区域外の後志利別川や太櫓川、オチャラッペ川の流域で多く確認されております。また、オオハクチョウやコハクチョウ等のハクチョウ類についても、後志利別川やオチャラッペ川流域において多く確認されており、風車設置予定位置を含む対象事業実施区域を通過する飛翔は限られております。また、将来的に個体数が増加した際の影響については、ご指摘にあるような状況が仮に生じた場合にも、同様に対象事業実施区域の周囲を流れる河川の流域に多く飛翔するものと考えることができ、風車設置位置への飛来は相対的により少なくなるとも考えられるのではないかと思います。稼働後においても、情報収集に努めてまいります。</p>

(意見書 6)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
24	<p>遊楽部川はオオワシ、オジロワシ、オオハクチョウなどの多くの野鳥の越冬飛来地、あるいは渡りの中継地となっており、特にオオワシは、八雲町議会で承認されて八雲の鳥に指定されています。</p> <p>八雲町の鳥「オオワシ」のバードストライクのリスクがある以上、八雲町民憲章に照らしも、八雲町民として容認することはできません。</p> <p>また、当該風力発電事業計画地はヒグマの生息地となっており、当該事業によって、周辺にヒグマが出没する可能性があり、地域住民を危険にさらすことになり、地域貢献の理念にも反し、とても容認できるものではありません。</p> <p>以上のことから、当該風力発電事業の計画には断固反対しますので、白紙撤回を求めます。</p>	<p>オオワシへの影響に関しましては、現地調査結果を踏まえ、影響を極力低減できるよう、事業計画を適切に検討してまいります。</p> <p>ヒグマに関しましては、本事業の実施にあたり、改変区域を可能な限り小さくすることにより、ヒグマの生息圏に対する影響を回避または極力低減いたしました。また、地域の生態系や住民生活に与える影響を最小限に抑えることを目的に、地元自治体や地域社会と連携してどのような対応方法があるか、他案件の事例等をふまえながら、今後の対応について検討いたします。</p>

日刊新聞に掲載した公告

令和7年9月9日(火) 北海道新聞 函館版(朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧いたします。

一、事業者の名称
MZOのりニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 竹内一弘
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森タワー四十五階

二、対象事業の名称
種類 規模
(仮称)今金せたな風力発電事業
風力発電所設置事業(陸上)
発電設備出力・七万九千八百キロワット程度
基数・十九基
北海道今金町

三、対象事業実施区域
環境影響を受ける範囲
金町 せたな町 八雲町

四、縦覧の場所・時間
北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課、今金町役場、せたな町役場本庁、せたな町役場瀬棚支所、せたな町役場大成支所、八雲町役場
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁・開館時間のみ

電子縦覧
期間
令和7年9月9日(火) から
令和7年10月9日(木) まで
https://www.eneos-re.com/news/2025/makane-setana-jubisho.php

※準備書の縦覧期間は令和7年10月9日(木)までですが、インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から一年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで閲覧することができません。なお、印刷及びダウンロードはできません。

六、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見を
お持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を
ご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函
くださるか、令和7年10月23日(木) までに問い合わせ先へ
ご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、若松基幹集落センター(北海道久遠郡せたな町北檜山区若松
五一三一一)
令和7年9月26日(金) 十八時三十分より
二、ペコレラ学舎(北海道二海郡八雲町上八雲二九六一)
令和7年9月27日(土) 十四時より
三、金原基幹集落センター(北海道瀬棚郡今金町鈴金一九七七一)
令和7年9月27日(土) 十八時三十分より

八、問い合わせ先
MZOのりニューアブル・エナジー株式会社
〒061-0004 東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台
ヒルズ森タワー四十五階
電話 03(6455)4900 (担当) 高橋 齊藤
※令和六年四月一日をもって商号(社名)がMZEOSリニューア
ブル・エナジー株式会社に変更となりました。

地方公共団体の広報及びインターネットによるお知らせ
 今金町広報掲載内容
 広報いまかね9月号

**「環境影響評価法」に基づき、
 「(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧いたします**

- ①**事業者の名称** ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 竹内 一弘
事務所の所在地 東京都港区麻布台1丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー 45階
- ②**対象事業の名称** (仮称)今金せたな風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:79,800キロワット程度 基数:19基
- ③**対象事業実施区域** 北海道今金町、せたな町
- ④**環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲** 北海道今金町、せたな町、八雲町
- ⑤**縦覧の場所・時間** 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課、今金町役場、せたな町役場本庁、せたな町役場瀬棚支所、せたな町役場大成支所、八雲町役場※いずれも、土・日・祝日を除く開庁・開館時間のみ
電子縦覧 https://www.eneos-re.com/news/2025imakane-setana_junbisho.php
期間 令和7年9月9日(火)から令和7年10月9日(木)まで
 ※準備書の縦覧期間は令和7年10月9日(木)までですが、インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から一年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。
- ⑥**意見書の提出** 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函くださるか、令和7年10月23日(木)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
- ⑦**住民説明会の開催を予定する日時及び場所**
 - 1 若松基幹集落センター(北海道久遠郡せたな町北檜山区若松513-1)
令和7年9月26日(金)18時30分より
 - 2 ペコレラ学舎(北海道二世郡八雲町上八雲296-1)
令和7年9月27日(土)14時より
 - 3 金原基幹集落センター(北海道瀬棚郡今金町鈴金197-7)
令和7年9月27日(土)18時30分より
- ⑧**問い合わせ先**
 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
 〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー45階
 ☎03-6455-4900(担当)高橋、齋藤
 ※令和6年4月1日をもって商号(社名)がENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となりました。



【問合せ】まちづくり推進課 企画政策グループ ☎82-0111

今月の特集
行政情報
各種情報
まちの話題
情報かわら版
まちの行事予定
学びの道標へ

せたな町広報掲載内容

広報せたな 9月号

(仮称) 今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) 今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧いたします。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 竹内 一弘
主たる事務所の所在地 東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森 JP タワー四十五階

■対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称：(仮称) 今金せたな風力発電事業
対象事業の種類：風力（陸上）
発電設備出力：最大 79,800kW 程度
基 数：最大 19 基

■対象事業実施区域

北海道せたな町、今金町

■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

北海道せたな町、今金町、八雲町

■縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所：せたな町役場、瀬棚支所、大成支所
縦覧の期間：令和7年9月9日（火）～令和7年10月9日（木）（土日祝を除く開庁時）
電子縦覧：https://www.eneos-re.com/news/2025imakane-setana_junbisho.php
※準備書の縦覧期間は令和7年10月9日（木）までですが、インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から一年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

■意見書の提出について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和7年10月23日（木）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

■住民説明会の開催を予定する日時及び場所

- 若松基幹集落センター（せたな町北檜山区若松513-1）
令和7年9月26日（金）18時30分より
- ペコレラ学舎（八雲町上八雲296-1）
令和7年9月27日（土）14時より
- 金原基幹集落センター（今金町鈴金197-7）
令和7年9月27日（土）18時30分より

■意見書の郵送先及びお問い合わせ先

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森 JP タワー四十五階
☎ 03-6455-4900（担当）高橋 齋藤

八雲町広報掲載内容

広報やくも 9月号

「(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧について

「環境影響評価法」に基づき、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社が実施する当該準備書の縦覧についてお知らせします。

【事業の概要】

・種類
風力発電所設置事業(陸上)

・規模
発電設備出力…

79,800kw程度

基数…19基

【対象事業実施区域】

今金町、せたな町

【環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

今金町、せたな町、八雲町

【縦覧の場所・期間】

・八雲町役場…政策推進課

※土日祝日を除く開庁時間のみ

・縦覧期間

9月9日(火)～10月9日(木)

・電子縦覧

<https://www.eneos->

[re.com/news/2025imakan](https://www.eneos-re.com/news/2025imakan)

[-setana_junbisho.php](https://www.eneos-re.com/news/2025imakan-setana_junbisho.php)

※準備書の縦覧期間は、令和7年10月9日(木)までですが、インターネットによる縦覧は、期間終了後から一年間、

または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで閲覧できます。

なお、印刷およびダウンロードはできません。

【意見書の提出】

当該準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所

に備え付けの意見書箱に投函いただくもしくは、令和7年10月23日(木)までに左記までご郵送ください(当日消印有効)。

【住民説明会の開催予定】

・日時…9月27日(土)

午後2時～

場所…ペコレラ学舎

(上八雲296-1)

【問い合わせ先】

ENEOSリニューアブル

・エナジー株式会社

〒106-0041

東京都港区麻布台一丁目三

番一号麻布台ヒルズ森JPタ

ワー45階

☎03-64455-4900

(担当) 高橋 齋藤

北海道ホームページ掲載内容 (1/5)

北海道 北海道トップ

カテゴリから探す 組織から探す 防災情報

Google 検索 検索

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価 > 法96_ (仮称) 今金せたな風力発電事業

法96_ (仮称) 今金せたな風力発電事業

ページ内目次 事業の概要 配慮書 方法書 準備書

事業の概要

事業者

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

事業の種類

風力発電所

事業の規模

79,800kW程度

事業実施区域

今金町、せたな町

関係市町村

今金町、せたな町、八雲町

カテゴリ

> 環境影響評価

環境保全局環境政策課メニュー

- 注目情報
- 入札情報等
 - > 入札
 - > パブコメ
 - > 公募
- トピックス
- 関連機関
- 関連リンク
- 政策一覧
 - > 行政情報
 - > 環境政策
 - > 環境教育
 - > 協働・普及啓発
 - > 環境影響評価
 - > 特定の開発行為

北海道ホームページ掲載内容 (2/5)

配慮書

[> 水道・飲用井戸](#)

縦覧

公表日

令和5年(2023年)8月7日

縦覧期間

令和5年(2023年)8月8日～令和5年(2023年)9月7日

一般意見提出期限

令和5年(2023年)9月7日

縦覧場所

- 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
- 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
- 今金町役場
- せたな町役場本庁
- せたな町役場瀬棚支所
- せたな町役場大成支所
- 八雲町役場

インターネットによる公表

事業者ウェブサイト（公開は終了しました）

説明会

場所	日時
今金町／金原基幹集落センター	令和5年（2023）年8月19日（土）19:00～
せたな町／若松基幹集落センター	令和5年（2023）年8月20日（日）19:00～

知事意見

令和5年（2023年）10月19日

[知事意見はこちら \(PDF 203KB\)](#)


北海道ホームページ掲載内容 (3/5)

方法書

縦覧

公表日

令和6年(2024年)3月1日

縦覧期間

令和6年(2024年)3月1日～令和6年(2024年)4月1日

一般意見提出期限

令和6年(2024年)4月15日

縦覧場所

- 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
- 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
- 今金町役場
- せたな町役場本庁
- せたな町役場瀬棚支所
- せたな町役場大成支所
- 八雲町役場

インターネットによる公表

事業者ウェブサイト(公開は終了しました)

説明会

場所	日時
八雲町/ペコレラ学舎	令和6年(2024年)3月16日(土) 13:00～
せたな町/若松基幹集落センター	令和6年(2024年)3月17日(日) 13:00～
今金町/金原基幹集落センター	令和6年(2024年)3月17日(日) 18:00～

知事意見

令和6年(2024年)7月25日

[知事意見はこちら\(PDF 253KB\)](#)

北海道ホームページ掲載内容 (4/5)

準備書

縦覧

公表日

令和7年(2025年)9月9日

縦覧期間

令和7年(2025年)9月9日～令和7年(2025年)10月9日

一般意見提出期限

令和7年(2025年)10月23日

縦覧場所

- ・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
- ・北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
- ・今金町役場
- ・せたな町役場本庁
- ・せたな町役場瀬棚支所
- ・せたな町役場大成支所
- ・八雲町役場

インターネットによる公表

[事業者ウェブサイト](#)

説明会

場所	日時
せたな町／若松基幹集落センター	令和7年(2025年)9月26日(金) 18:30～
八雲町／ペコレラ学舎	令和7年(2025年)9月27日(土) 14:00～
今金町／金原基幹集落センター	令和7年(2025年)9月27日(土) 18:30～

北海道ホームページ掲載内容 (5/5)

カテゴリ

[環境影響評価 >](#)

環境保全局環境政策課のカテゴリ

[環境影響評価 >](#)

このページに関するお問い合わせ

環境保全局環境政策課 環境影響審査係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-204-5981

FAX : 011-232-1301

[お問い合わせフォーム >](#)

最終更新日：2025年9月9日（火曜日）

PDFファイルをご覧いただくためには、Acrobat Readerのプラグイン（無償）が必要となります。
お持ちでない場合は、お使いの機種とスペックに合わせたプラグインをインストールしてください。
[Acrobat Readerをダウンロードする](#)



[お問合せ・相談窓口](#)

[庁舎のご案内](#)

[サイトポリシー](#)

[個人情報の取扱いについて](#)

[サイトマップ](#)

[北海道のオープンデータの取組](#)



〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111（総合案内）

一般的な業務時間：8時45分から17時30分（土日祝日および12月29日～1月3日はお休み）

法人番号：7000020010006

当社ホームページ掲載内容 (1/7)

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

English | サイト内検索 | お問い合わせ

企業情報 再生可能エネルギー 地域とともに サステナビリティ ニュース 採用情報

TOP > ニュース > > 「(仮称) 今金せたな風力発電事業 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧のお知らせ

ニュース

2025年9月9日 環境アセスメント

「(仮称) 今金せたな風力発電事業 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧のお知らせ

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 今金せたな風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を作成し、令和7年9月9日付で経済産業大臣に届け出ました。

準備書について、下記のとおり縦覧します。

[準備書の縦覧について](#) [住民説明会](#) [意見書の提出について](#) [お問い合わせ先](#)

当社ホームページ掲載内容 (2/7)

準備書の縦覧について

公開場所

施設名	公開時間
北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 今金町役場 せたな町役場本庁 せたな町役場瀬棚支所 せたな町役場大成支所 八雲町役場	いずれも開庁・閉館時間のみ

縦覧期間

2025年9月9日(火)～2025年10月9日(木)
縦覧場所の休庁・休館日を除く



当社ホームページ掲載内容 (3/7)

インターネットによる縦覧

準備書の縦覧期間は2025年10月9日(木)までですが、インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から1年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer は対象外です。

※令和6年4月1日をもって商号(社名)がENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となりました。

準備書

表紙目次	詳細はこちら
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	詳細はこちら
第2章 対象事業の目的及び内容	詳細はこちら
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	詳細はこちら
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	詳細はこちら
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	詳細はこちら



当社ホームページ掲載内容 (4/7)

第6章 方法書についての意見と事業者の見解	詳細はこちら
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	詳細はこちら
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	詳細はこちら
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	詳細はこちら
第10章 環境影響評価の結果	詳細はこちら
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	詳細はこちら
第12章 その他環境省令で定める事項	詳細はこちら
資料編	詳細はこちら
要約書	詳細はこちら

当社ホームページ掲載内容 (5/7)

住民説明会

開催場所	日時
若松基幹集落センター 北海道久遠郡せたな町北檜山区若松513-1	令和7年9月26日(金) 18時30分より
ペコレラ学舎 北海道二海郡八雲町上八雲296-1	令和7年9月27日(土) 14時より
金原基幹集落センター 北海道せたな郡今金町鈴金197-7	令和7年9月27日(土) 18時30分より

当社ホームページ掲載内容 (6/7)

意見書の提出について

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和7年10月23日（木）まで）
- (2)下記の宛先に郵送（令和7年10月23日（木）当日消印有効）

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ森JPタワー45階
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
事業開発第1本部 開発部 第2チーム宛

意見書用紙

 [詳細はこちら](#)

当社ホームページ掲載内容 (7/7)

お問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
事業開発第1本部 開発部 第2チーム
担当 高橋(たかはし)・齋藤(さいとう)
電話 03-6455-4900 (代表)
(土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時まで)

[ニュース一覧へ戻る](#) >

お 知 ら せ

「(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておきますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和7年9月9日(火)～令和7年10月9日(木)まで

(土・日・祝日及び休日を除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますが、ご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名を必ずご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 **令和7年9月9日(火)～令和7年10月23日(木)まで**

(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ森JPタワー45階
ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発第1本部 開発部
第2チーム 宛 (担当:高橋 齋藤)

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

5. お問い合わせ先

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発第1本部 開発部 第2チーム(担当:高橋 齋藤)
電話 03-6455-4900(代表)

※ 土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時まで

※令和6年4月1日をもって商号(社名)がENEOS リニューアブル・エナジー株式会社に変更となりました。

